

## 人 事 院 会 議 議 事 錄

### 会 議 日

令和 7 年 12 月 17 日 水曜日

### 会議の出席者

川本総裁 伊藤人事官 土生人事官  
(幹 事) 佐々木事務総長、堀内総括審議官  
(説明員) (給与局)  
伊藤給与第二課長、井手給与第三課長

### 議 題

給与法の改正を踏まえた人事院規則の一部改正等

### 議事の概要

- 議題「給与法の改正を踏まえた人事院規則の一部改正等」について、担当局から別添のとおり説明があった。
- 議題については、三人事官一致で議決された。

# 給与法の改正を踏まえた人事院規則の一部改正等について

院議資料

本年の人事院勧告及び給与法等一部改正法(以下「令和7年改正法」という。)の施行に基づき、本年4月1日に遡及して適用する必要がある事項等について、以下のとおり改正を行うこととしたい。

令和7年12月17日  
職員福祉局・給与局

## 1 人事院規則9-1(非常勤職員の給与)の一部改正

委員、顧問、参与等の職にある非常勤職員の手当に係る人事院の承認を得たものとみなす額(26,800円未満)について、指定職俸給表の平均改定率(2.8%)を踏まえ、800円引き上げる改正

【人事院規則9-1 第2条】

## 2 人事院規則9-15(宿日直手当)の一部改正

宿日直勤務対象職員の給与の状況を踏まえ、宿日直勤務別の手当額を引き上げる改正

【人事院規則9-15 第2条】

## 3 人事院規則9-17(俸給の特別調整額)の一部改正

最高号俸の俸給月額に対応して水準が定められている一部の手当額を、俸給表の引上げ改定後の最高号俸の俸給月額に基づいて算定した額に引き上げる改正

【人事院規則9-17 別表第2】

## 4 人事院規則9-34(初任給調整手当)の一部改正

初任給調整手当について、医療職俸給表(一)の改定状況(平均3.0%引上げ)を勘案し、期間の区別別・職員の区別別の手当額を引き上げる改正を行う。

【人事院規則9-34 別表第1・別表第2】

## 5 人事院規則9-40(期末手当及び勤勉手当)の一部改正

勤勉手当について、平均支給月数の引上げに伴い、以下の改正を行う。

- ① 令和7年12月期の職員区別の成績率を引き上げる改正
- ② 令和8年6月期以降の職員区別の成績率を6月期と12月期で同率にする改正

【人事院規則9-40 第13条及び第13条の2】

## 6 人事院規則9-55(特地勤務手当等)の一部改正

特地勤務手当に準ずる手当の支給対象の拡大に伴う規定の整備、特地勤務手当等の額の算定基礎の合理化、特地勤務手当と地域手当との減額調整の廃止、特地勤務手当に準ずる手当と広域異動手当との減額調整の廃止、特地官署等の指定の見直し期間に係る規定の廃止

【人事院規則9-55 第2条～第7条、第8条の2、第10条、第11条】

## 7 人事院規則9-123(本府省業務調整手当)の一部改正

本府省の幹部・管理職員への支給対象の拡大及び本府省の課長補佐級以下の職員の手当額を引き上げる改正

【人事院規則9-123 第2条、第4条、第6条、附則別表、別表】

## 8 人事院規則9-153(令和7年改正法附則第2条の規定による最高の号俸を超える俸給月額を受ける特定任期付職員の俸給月額の切替え)の制定

令和7年改正法附則第2条の規定に基づき、適用日(令和7年4月1日)前から任期付職員法第7条第3項の規定により最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員について、適用日における俸給月額を俸給表改定に対応した額に決定するための切替え規定を新たに設ける。

## 9 人事院規則16-0(職員の災害補償)の一部改正

特地勤務手当に準ずる手当の支給対象の拡大に伴い、採用日に被災した場合の平均給与額の算定対象となる給与として特地勤務手当に準ずる手当を追加する改正

【人事院規則16-0 第13条、第15条、第16条】

【公布日】令和7年改正法の公布の日

【施行日】1～4、5の①、6、7、9:令和7年改正法の公布の日(令和7年4月1日から適用)

8 :令和7年改正法の公布の日

5の② :令和8年4月1日施行

※ 上記の人事院規則9-55(特地勤務手当等)及び人事院規則9-123(本府省業務調整手当)の改正に伴い、昭和38年人事院公示第5号(権限委任公示)の規定の整備等も行う。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九一（非常勤職員の給与）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和七年●月●日

人事院総裁 川 本 裕 子

### 人事院規則九一一二七

人事院規則九一一（非常勤職員の給与）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九一一（非常勤職員の給与）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
第二条 給与法第二十二条第一項に掲げる職員に手当を支給しようとする場合において、その額が勤務一日につき二万七千六百円未満の額であ	第二条 給与法第二十二条第一項に掲げる職員に手当を支給しようとする場合において、その額が勤務一日につき二万六千八百円未満の額であ

るときは、同項の規定の適用については、あら

かじめ人事院の承認を得たものとみなす。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の規則九一一の規定は、令和七年四月一日から適用する。

るときは、同項の規定の適用については、あら

かじめ人事院の承認を得たものとみなす。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九一五（宿日直手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和七年●月●日

人事院総裁 川 本 裕 子

人事院規則九一五一一四

人事院規則九一五（宿日直手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九一五（宿日直手当）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
（宿日直手当の額）	（宿日直手当の額）

第二条 前条第一号及び第二号の勤務についての宿日直手当の額は、その勤務一回につき、次の宿日直手当の額は、その勤務一回につき、次の

各号に掲げる額とする。ただし、勤務時間が五時間未満の場合は、当該各号に掲げる額に百分の五十を乗じて得た額とする。

一 前条第一号の勤務については、四千七百円  
二 前条第二号の勤務のうち次号及び第四号に規定する勤務以外の勤務については、五千六百円

百円

三 前条第二号の勤務のうち規則一五一一四第十三条第一項第三号イ、ハ、ニ、ホ(1)、ヘ(1)、チ(1)を除く。)、又並びにル(3)及び(5)に掲げる勤務については、六千四百円(人事院の定めるものにあつては、七千七百円)

四 前条第二号の勤務のうち規則一五一一四第

各号に掲げる額とする。ただし、勤務時間が五時間未満の場合は、当該各号に掲げる額に百分の五十を乗じて得た額とする。

一 前条第一号の勤務については、四千四百円  
二 前条第二号の勤務のうち次号及び第四号に規定する勤務以外の勤務については、五千三百三百円

三 前条第二号の勤務のうち規則一五一一四第十三条第一項第三号イ、ハ、ニ、ホ(1)、ヘ(1)、チ(1)を除く。)、又並びにル(3)及び(5)に掲げる勤務については、六千百円(人事院の定めるものにあつては、七千四百円)

四 前条第二号の勤務のうち規則一五一一四第

十三条第一項第三号チ(1)に掲げる勤務については、二万二千五百円

十三条第一項第三号チ(1)に掲げる勤務については、二万円

2 (略)

2 (略)

3 前条第三号の勤務についての宿日直手当の額

は、月の一日から末日までの期間において勤務

した日数がその期間の二分の一を超える場合に

あつては月額二万三千五百円とし、その期間に

おいて勤務した日数がその期間の二分の一以下の

場合にあつては月額一万七百五十円とす

る。

4 (略)

4 (略)

3 前条第三号の勤務についての宿日直手当の額  
は、月の一日から末日までの期間において勤務  
した日数がその期間の二分の一を超える場合に  
あつては月額二万三千五百円とし、その期間に  
おいて勤務した日数がその期間の二分の一以下の  
場合にあつては月額一万七百五十円とする。

3 前条第三号の勤務についての宿日直手当の額  
は、月の一日から末日までの期間において勤務  
した日数がその期間の二分の一を超える場合に  
あつては月額二万二千円とし、その期間に  
おいて勤務した日数がその期間の二分の一以下の  
場合にあつては月額一万千円とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の規則九一一五の規定は、令和七年四月一日か

ら適用する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九一

一七（俸給の特別調整額）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和七年●月●日

人事院総裁 川 本 裕 子

人事院規則九一一七一一七四

人事院規則九一一七（俸給の特別調整額）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九一一七（俸給の特別調整額）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改める。

改 正 後		改 正 前
別表第二（第二条関係）	別表第二（第二条関係）	
一～五 (略)	一～五 (略)	
六 海事職俸給表(一)	六 海事職俸給表(一)	

  

職務の級	区 分	俸給の特別調整額

7 級	一 種	132,800円
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

7 級	一 種	131,900円
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

## 附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の規則九一一七の規定は、令和七年四月一日から適用する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九一三四（初任給調整手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和七年●月●日

人事院総裁 川 本 裕 子

人事院規則九一三四一三五

人事院規則九一三四（初任給調整手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九一三四（初任給調整手当）の一部を次のように改正する。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一（第六条関係）

職員の区分	1項職員					2項職員	3項職員
	1種	2種	3種	4種	5種		
期間の区分	円	円	円	円	円	円	円
1年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	52,100	100,000
1年以上2年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	52,100	100,000
2年以上3年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	52,100	100,000
3年以上4年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	52,100	100,000
4年以上5年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	52,100	100,000
5年以上6年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	52,100	90,000
6年以上7年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	50,300	80,000
7年以上8年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	48,500	60,000
8年以上9年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	46,700	40,000
9年以上10年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	44,900	20,000
10年以上11年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	43,100	
11年以上12年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	41,300	
12年以上13年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	39,500	
13年以上14年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	37,700	
14年以上15年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	36,300	
15年以上16年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	34,900	
16年以上17年未満	413,200	367,300	307,500	250,500	184,400	33,500	
17年以上18年未満	408,800	363,300	304,200	247,900	182,800	32,100	
18年以上19年未満	404,400	359,300	300,900	245,300	181,200	30,700	
19年以上20年未満	400,000	355,300	297,600	242,700	179,600	29,300	
20年以上21年未満	395,600	351,300	294,300	240,100	178,000	27,900	
21年以上22年未満	381,600	339,000	283,300	230,500	170,500	27,300	
22年以上23年未満	365,100	324,300	271,300	219,900	162,100	26,700	
23年以上24年未満	348,600	308,800	258,800	208,900	153,700	25,700	
24年以上25年未満	332,100	293,300	246,300	197,900	145,200	25,100	
25年以上26年未満	315,600	277,300	233,800	186,900	136,700	24,500	
26年以上27年未満	298,100	260,300	218,300	173,500	127,000	23,900	
27年以上28年未満	280,600	243,300	202,800	160,100	117,300	23,300	
28年以上29年未満	263,100	226,300	187,300	146,700	107,600	22,500	
29年以上30年未満	245,100	208,800	171,800	133,300	97,900	22,200	
30年以上31年未満	227,100	191,300	155,300	119,300	88,000	21,800	
31年以上32年未満	209,100	173,800	138,800	105,300	78,100	21,200	
32年以上33年未満	190,100	155,800	122,300	90,500	68,200	20,300	
33年以上34年未満	171,100	137,300	104,300	74,000	56,700	19,400	
34年以上35年未満	152,100	118,800	86,300	57,500	45,200	18,700	

## 備考

- この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となつた日以後の期間を示す。
- この表において、「1項職員」とは第2条第1項の官職を占める職員を、「2項職員」とは同条第2項の官職を占める職員を、「3項職員」とは同条第3項の官職を占める職員をいう。
- この表において、「1種」とは第2条第1項第1号の官職を占める職員を、「2種」とは同項第2号の官職を占める職員を、「3種」とは同項第3号の官職を占める職員を、「4種」とは同項第4号の官職を占める職員を、「5種」とは同項第5号の官職を占める職員をいう。

別表第二（第七条の二関係）

期間の区分	職員の区分		2項職員	3項職員
	1 年未満	2 年以上		
1 年未満			円 36,500	円 70,000
1 年以上	2 年未満		36,500	70,000
2 年以上	3 年未満		36,500	70,000
3 年以上	4 年未満		36,500	70,000
4 年以上	5 年未満		36,500	70,000
5 年以上	6 年未満		36,500	63,000
6 年以上	7 年未満		35,200	56,000
7 年以上	8 年未満		34,000	42,000
8 年以上	9 年未満		32,700	28,000
9 年以上	10 年未満		31,400	14,000
10 年以上	11 年未満		30,200	
11 年以上	12 年未満		28,900	
12 年以上	13 年未満		27,700	
13 年以上	14 年未満		26,400	
14 年以上	15 年未満		25,400	
15 年以上	16 年未満		24,400	
16 年以上	17 年未満		23,500	
17 年以上	18 年未満		22,500	
18 年以上	19 年未満		21,500	
19 年以上	20 年未満		20,500	
20 年以上	21 年未満		19,500	
21 年以上	22 年未満		19,100	
22 年以上	23 年未満		18,700	
23 年以上	24 年未満		18,000	
24 年以上	25 年未満		17,600	
25 年以上	26 年未満		17,200	
26 年以上	27 年未満		16,700	
27 年以上	28 年未満		16,300	
28 年以上	29 年未満		15,800	
29 年以上	30 年未満		15,500	
30 年以上	31 年未満		15,300	
31 年以上	32 年未満		14,800	
32 年以上	33 年未満		14,200	
33 年以上	34 年未満		13,600	
34 年以上	35 年未満		13,100	

## 備考

- この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となつた日以後の期間を示す。
- この表において、「2項職員」とは第2条第2項の官職を占める職員を、「3項職員」とは同条第3項の官職を占める職員をいう。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の規則九一三四の規定は、令和七年四月一日から適用する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九一四〇（期末手当及び勤勉手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和七年●月●日

人事院総裁 川 本 裕 子

人事院規則九一四〇一六四

人事院規則九一四〇（期末手当及び勤勉手当）の一部を改正する人事院規則

第一条 人事院規則九一四〇（期末手当及び勤勉手当）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（勤勉手当の成績率）</p> <p>第十三条 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に</p>	<p>（勤勉手当の成績率）</p> <p>第十三条 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に</p>

応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、各府の長が定めるものとする。ただし、各項の職員が著しく少數であること等の事情により、第一号イ及びロ、第二号イ及びロ又は第三号イに定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事院と協議して、別段の取扱いをすることができる。

一次号から第四号までに掲げる職員以外の職員　当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合

イ　直近の業績評価（基準日以前における直近の業績評価をいう。以下同じ。）の全体

応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、各府の長が定めるものとする。ただし、各項の職員が著しく少數であること等の事情により、第一号イ及びロ、第二号イ及びロ又は第三号イに定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事院と協議して、別段の取扱いをすることができる。

一次号から第四号までに掲げる職員以外の職員　当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合

イ　直近の業績評価（基準日以前における直近の業績評価をいう。以下同じ。）の全体

評語が「非常に優秀」の段階以上である職員のうち、勤務成績が特に優秀な職員

六月に支給する場合には百分の百二十四以上

百分の三百十五以下（給与法第十九条の四

第二項に規定する特定管理職員（以下この

条及び次条において「特定管理職員」とい

う。）にあつては、百分の百四十八以上百

分の三百七十五以下）、十二月に支給する

場合には百分の百二十六・五以上百分の三

百二十二・五以下（特定管理職員にあつて

は、百分の百五十・五以上百分の三百八十

二・五以下）

口 直近の業績評価の全体評語が「優良」の

評語が「非常に優秀」の段階以上である職員のうち、勤務成績が特に優秀な職員

六月に支給する場合には百分の百二十四以上

百分の三百十五以下（給与法第十九条の四

第二項に規定する特定管理職員（以下この

条及び次条において「特定管理職員」とい

う。）にあつては、百分の百四十八以上百

分の三百七十五以下）、十二月に支給する

場合には百分の百二十六・五以上百分の三

百二十二・五以下（特定管理職員にあつて

は、百分の百五十・五以上百分の三百八十

二・五以下）

段階以上である職員のうち、勤務成績が優秀な職員 六月に支給する場合には百分の百十二・五以上百分の百二十四未満（特定管理職員にあつては、百分の百三十三・五以上百分の百四十八未満）  
以上百分の百四十八未満）、十二月に支給する場合には百分の百十五以上百分の百二十六・五未満（特定管理職員にあつては、百分の百三十六以上百分の百五十・五未満）

ハ 直近の業績評価の全体評語が「優良」の段階以上である職員のうち勤務成績が良好な職員並びに直近の業績評価の全体評語が「良好」の段階である職員及び基準日以前

段階以上である職員のうち、勤務成績が優秀な職員 百分の百十二・五以上百分の百二十四未満（特定管理職員にあつては、百分の百三十三・五以上百分の百四十八未満）  
以上百分の百四十八未満）、十二月に支給する場合には百分の百十五以上百分の百二十六・五未満（特定管理職員にあつては、百分の百三十六以上百分の百五十・五未満）

における直近の人事評価の結果がない職員

（二の人事院の定める職員を除く。） 六

月に支給する場合には百分の百一（特定管

理職員にあつては、百分の百二十一）、十

二月に支給する場合には百分の百三・五

（特定管理職員にあつては、百分の百二十一

三・五）

二 直近の業績評価の全体評語が「やや不十

分」の段階以下である職員及び基準日以前

六箇月以内の期間において懲戒処分を受け

た職員その他の人事院の定める職員 六月

に支給する場合には百分の九十二・五以下

（特定管理職員にあつては、百分の百十

における直近の人事評価の結果がない職員

（二の人事院の定める職員を除く。） 百

分の百一（特定管理職員にあつては、百分

の百二十一）

二 直近の業績評価の全体評語が「やや不十

分」の段階以下である職員及び基準日以前

六箇月以内の期間において懲戒処分を受け

た職員その他の人事院の定める職員 百分

の九十二・五以下（特定管理職員にあつて

は、百分の百十一・五以下）

一・五以下）、十二月に支給する場合には百分の九十五以下（特定管理職員にあつては、百分の百十四以下）

二 専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合

イ 前号イに掲げる職員 六月に支給する場

合には百分の百三十八以上百分の三百十五以下（特定管理職員にあつては、百分の百八十五以上百分の三百七十五以下）、十二月に支給する場合には百分の百四十・五以上百分の三百二十二・五以下（特定管理職員にあつては、百分の百八十七・五以上百

二 専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合

イ 前号イに掲げる職員 百分の百三十八以上百分の三百十五以下（特定管理職員にあつては、百分の百八十五以上百分の三百七十五以下）、十二月に支給する場合には百分の百四十・五以上百分の三百二十二・五以下（特定管理職員にあつては、百分の百八十七・五以上百

分の三百八十二・五以下)

口 前号口に掲げる職員 六月に支給する場合には百分の百十七以上百分の百三十八未満（特定管理職員にあつては、百分の百四十七以上百分の百八十五未満）、十二月に十七以上百分の百八十五未満）、十二月に

口 前号口に掲げる職員 百分の百十七以上百分の百三十八未満（特定管理職員にあつては、百分の百四十七以上百分の百八十五未満）

支給する場合には百分の百十九・五以上百分の百四十・五未満（特定管理職員にあつては、百分の百四十九・五以上百分の百八十七・五未満）

ハ 前号ハに掲げる職員 六月に支給する場合には百分の九十六（特定管理職員にあつては、百分の百十一）、十二月に支給する場合には百分の九十八・五（特定管理職員

ハ 前号ハに掲げる職員 百分の九十六（特定管理職員にあつては、百分の百十一）

にあつては、百分の百十三・五)

二 前号ニに掲げる職員 六月に支給する場合には百分の八十七・五以下（特定管理職員にあつては、百分の百一・五以下）、十二月に支給する場合には百分の九十以下（特定管理職員にあつては、百分の百四以下）

二 前号ニに掲げる職員 百分の八十七・五以下（特定管理職員にあつては、百分の百一・五以下）

三 指定職俸給表の適用を受ける職員 当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合

三 指定職俸給表の適用を受ける職員 当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合

イ 直近の業績評価の全体評語が上位の段階である職員のうち、勤務成績が優秀な職員六月に支給する場合には百分の百十三・

イ 直近の業績評価の全体評語が上位の段階である職員のうち、勤務成績が優秀な職員百分の百十三・七五以上百分の二百十

七五以上百分の二百十二・五以下（事務次

官、会計検査院事務総長、人事院事務總

長、内閣法制次長、宮内庁次長、警察庁長

官、金融庁長官、消費者庁長官及びこども

家庭庁長官（以下このイにおいて「事務次

官等」という。）にあつては、百分の百

六・二五）、十二月に支給する場合には百

分の百十六・二五以上百分の二百十七・五

以下（事務次官等にあつては、百分の百

八・七五）

口 直近の業績評価の全体評語が上位の段階

である職員のうち勤務成績が良好な職員並

びに直近の業績評価の全体評語が中位の段

二・五以下（事務次官、会計検査院事務總

長、人事院事務総長、内閣法制次長、宮内

庁次長、警察庁長官、金融庁長官、消費者

庁長官及びこども家庭庁長官にあつては、

百分の百六・二五）

口 直近の業績評価の全体評語が上位の段階

である職員のうち勤務成績が良好な職員並

びに直近の業績評価の全体評語が中位の段

階である職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員（ハの人事院の定める職員を除く。）六月に支給する場合には百分の百・二五、十二月に支給する場合には百分の百二・七五

ハ 直近の業績評価の全体評語が下位の段階である職員及び基準日以前六箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の人事院の定める職員 六月に支給する場合には百分の九十一・七五以下、十二月に支給する場合には百分の九十四・二五以下

四 任期付職員法第七条第一項の俸給表の適用を受ける職員 当該職員が次に掲げる職員の

階である職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員（ハの人事院の定める職員を除く。）百分の百・二五

ハ 直近の業績評価の全体評語が下位の段階である職員及び基準日以前六箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の人事院の定める職員 百分の九十一・七五以下

四 任期付職員法第七条第一項の俸給表の適用

を受ける職員 当該職員が次に掲げる職員の

区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合

イ 直近の業績評価の全体評語が「優良」の段階以上である職員のうち、勤務成績が優秀な職員 六月に支給する場合には百分の八十七・五以上百分の二百六十二・五以下、十二月に支給する場合には百分の九十五以上百分の二百七十以下

ロ 直近の業績評価の全体評語が「優良」の段階以上である職員のうち勤務成績が良好な職員並びに直近の業績評価の全体評語が「良好」の段階である職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員

区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合

イ 直近の業績評価の全体評語が「優良」の段階以上である職員のうち、勤務成績が優秀な職員 百分の八十七・五以上百分の二百六十二・五以下

ロ 直近の業績評価の全体評語が「優良」の段階以上である職員のうち勤務成績が良好な職員並びに直近の業績評価の全体評語が「良好」の段階である職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員

(ハ)の人事院の定める職員を除く。) 六

月に支給する場合には百分の七十七・五、

十二月に支給する場合には百分の八十

ハ 直近の業績評価の全体評語が「やや不十

分」の段階以下である職員及び基準日以前  
六箇月以内の期間において懲戒処分を受け

た職員その他の人事院の定める職員 六月

に支給する場合には百分の七十一以下、十

二月に支給する場合には百分の七十三・五

以下

25 (略)

第十三条の二 定年前再任用短時間勤務職員の成

績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、

(ハ)の人事院の定める職員を除く。) 百

分の七十七・五

ハ 直近の業績評価の全体評語が「やや不十

分」の段階以下である職員及び基準日以前  
六箇月以内の期間において懲戒処分を受け

た職員その他の人事院の定める職員 百分

の七十一以下

25 (略)

第十三条の二 定年前再任用短時間勤務職員の成

績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、

当該各号に定める割合の範囲内において、各庁の長が定めるものとする。ただし、各庁の長は、その所属の給与法第十九条の七第一項の職員が著しく少數であること等の事情により、第一号イ又は第二号イに定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事院と協議して、別段の取扱いをするとができる。

一次号に掲げる職員以外の職員 当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合

イ 直近の業績評価の全体評語が「優良」の段階以上である職員のうち、勤務成績が優

当該各号に定める割合の範囲内において、各庁の長が定めるものとする。ただし、各庁の長は、その所属の給与法第十九条の七第一項の職員が著しく少數であること等の事情により、第一号イ又は第二号イに定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事院と協議して、別段の取扱いをするとができる。

一次号に掲げる職員以外の職員 当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合

イ 直近の業績評価の全体評語が「優良」の段階以上である職員のうち、勤務成績が優

秀な職員　六月に支給する場合には百分の五十一・五以上（特定管理職員にあつては、百分の六十一・五以上）、十二月に支給する場合には百分の五十四以上（特定管理職員にあつては、百分の六十四以上）

口　直近の業績評価の全体評語が「優良」の段階以上である職員のうち勤務成績が良好な職員並びに直近の業績評価の全体評語が「良好」の段階である職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員（ハの人事院の定める職員を除く。）六月に支給する場合には百分の四十八（特定管理職員にあつては、百分の五十八）、十

秀な職員　百分の五十一・五以上（特定管理職員にあつては、百分の六十一・五以上）

口　直近の業績評価の全体評語が「優良」の段階以上である職員のうち勤務成績が良好な職員並びに直近の業績評価の全体評語が「良好」の段階である職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員（ハの人事院の定める職員を除く。）百分の四十八（特定管理職員にあつては、百分の五十八）

二月に支給する場合には百分の五十・五

（特定管理職員につては、百分の六十・五）

五)

ハ 直近の業績評価の全体評語が「やや不十分」の段階以下である職員及び基準日以前六箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の人事院の定める職員 六月に支給する場合には百分の四十六以下（特定管理職員につては、百分の五十六以下）、十二月に支給する場合には百分の四十八・五以下（特定管理職員につては、百分の五十八・五以下）

二 専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員

ハ 直近の業績評価の全体評語が「やや不十分」の段階以下である職員及び基準日以前六箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の人事院の定める職員 百分

の四十六以下（特定管理職員につては、百分の五十六以下）

二 専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員

当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合

イ 前号イに掲げる職員 六月に支給する場合

には百分の五十四・五以上（特定管理職員にあつては、百分の六十九以上）、十二

月に支給する場合には百分の五十七以上

（特定管理職員にあつては、百分の七十一・五以上）

ロ 前号ロに掲げる職員 六月に支給する場合

には百分の四十六（特定管理職員にあつては、百分の五十三）、十二月に支給する

場合には百分の四十八・五（特定管理職員にあつては、百分の五十五・五）

当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合

イ 前号イに掲げる職員 百分の五十四・五以上（特定管理職員にあつては、百分の六十九以上）

（特定管理職員にあつては、百分の六十九以上）

ロ 前号ロに掲げる職員 百分の四十六（特定管理職員にあつては、百分の五十三）

ハ 前号ハに掲げる職員 六月に支給する場

合には百分の四十四以下 (特定管理職員にあつては、百分の五十一以下)、百分の五十一以下)、百分の五十一以下)

支給する場合には百分の四十六・五以下

(特定管理職員にあつては、百分の五十以下)

2・3 (略)

第二条 人事院規則九一四〇の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後

改 正 前

(勤勉手当の成績率)

(勤勉手当の成績率)

第十三条 定年前再任用短時間勤務職員以外の職

第十三条 定年前再任用短時間勤務職員以外の職

ハ 前号ハに掲げる職員 百分の四十四以下

(特定管理職員にあつては、百分の五十一以下)

員の成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、各府の長が定めるものとする。ただし、各府の長は、その所属の給与法第十九条の七第一項の職員が著しく少數であること等の事情により、第一号イ及びロ、第二号イ及びロ又は第三号イに定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事院と協議して、別段の取扱いをることができる。

一次号から第四号までに掲げる職員以外の職員　当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合

イ　直近の業績評価（基準日以前における直

員の成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、各府の長が定めるものとする。ただし、各府の長は、その所属の給与法第十九条の七第一項の職員が著しく少數であること等の事情により、第一号イ及びロ、第二号イ及びロ又は第三号イに定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事院と協議して、別段の取扱いをることができる。

一次号から第四号までに掲げる職員以外の職員　当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合

イ　直近の業績評価（基準日以前における直

近の業績評価をいう。以下同じ。）の全体

評語が「非常に優秀」の段階以上である職員のうち、勤務成績が特に優秀な職員 百

分の百二十五・二五以上百分の三百十八・

七五以下（給与法第十九条の四第二項に規定する特定管理職員（以下この条及び次条において「特定管理職員」という。）にあ

つては、百分の百四十九・二五以上百分の三百七十八・七五以下）

近の業績評価をいう。以下同じ。）の全体

評語が「非常に優秀」の段階以上である職員のうち、勤務成績が特に優秀な職員 六

月に支給する場合には百分の百二十四以上

百分の三百十五以下（給与法第十九条の四第二項に規定する特定管理職員（以下この

条及び次条において「特定管理職員」とい

う。）にあつては、百分の百四十八以上百

分の三百七十五以下）、十二月に支給する

場合には百分の百二十六・五以上百分の三

百二十二・五以下（特定管理職員にあつて

は、百分の百五十・五以上百分の三百八十

二・五以下）

口 直近の業績評価の全体評語が「優良」の

段階以上である職員のうち、勤務成績が優秀な職員 百分の百十三・七五以上百分の百二十五・二五未満（特定管理職員にあつては、百分の百三十四・七五以上百分の百四十九・二五未満）

ハ 直近の業績評価の全体評語が「優良」の段階以上である職員のうち勤務成績が良好な職員並びに直近の業績評価の全体評語が

口 直近の業績評価の全体評語が「優良」の

段階以上である職員のうち、勤務成績が優秀な職員 六月に支給する場合には百分の百十二・五以上百分の百二十四未満（特定管理職員にあつては、百分の百三十三・五以上百分の百四十八未満）、十二月に支給する場合には百分の百十五以上百分の百二十六・五未満（特定管理職員にあつては、百分の百三十六以上百分の百五十・五未

満）

ハ 直近の業績評価の全体評語が「優良」の段階以上である職員のうち勤務成績が良好な職員並びに直近の業績評価の全体評語が

「良好」の段階である職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員（二の人事院の定める職員を除く。）百分の百二・二五（特定管理職員につては、百分の百二十一・二五）

「良好」の段階である職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員（二の人事院の定める職員を除く。）六月に支給する場合には百分の百一（特定管理職員につては、百分の百二十一）、十二月に支給する場合には百分の百三・五（特定管理職員につては、百分の百二十一・二五）

二 直近の業績評価の全体評語が「やや不十分」の段階以下である職員及び基準日以前六箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の人事院の定める職員 百分の九十三・七五以下（特定管理職員につては、百分の九十二・五以下

ては、百分の百十二・七五以下)

(特定管理職員にあつては、百分の百十

一・五以下)、十二月に支給する場合には百分の九十五以下 (特定管理職員にあつて

は、百分の百十四以下)

二 専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員

当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれ

に該当するかに応じ、次に定める割合

イ 前号イに掲げる職員 百分の百三十九・

二五以上百分の三百十八・七五以下 (特定

管理職員にあつては、百分の百八十六・二

五以上百分の三百七十八・七五以下)

二 専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員

当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれ

に該当するかに応じ、次に定める割合

イ 前号イに掲げる職員 六月に支給する場

合には百分の百三十八以上百分の三百十五

以下 (特定管理職員にあつては、百分の百

八十五以上百分の三百七十五以下)、十二

月に支給する場合には百分の百四十・五以

上百分の三百二十二・五以下 (特定管理職

員にあつては、百分の百八十七・五以上百

分の三百八十二・五以下)

口 前号口に掲げる職員 百分の百十八・二  
五以上百分の百三十九・二五未満（特定管  
理職員にあつては、百分の百四十八・二五  
以上百分の百八十六・二五未満）

口 前号口に掲げる職員 六月に支給する場  
合には百分の百十七以上百分の百三十八未  
満（特定管理職員にあつては、百分の百四  
十七以上百分の百八十五未満）、十二月に  
支給する場合には百分の百十九・五以上百  
分の百四十・五未満（特定管理職員にあつ  
ては、百分の百四十九・五以上百分の百八  
十七・五未満）

ハ 前号ハに掲げる職員 百分の九十七・二  
五（特定管理職員にあつては、百分の百十  
二・二五）

ハ 前号ハに掲げる職員 六月に支給する場  
合には百分の九十六（特定管理職員にあつ  
ては、百分の百十一）、十二月に支給する

場合には百分の九十八・五（特定管理職員にあつては、百分の百十三・五）

二 前号ニに掲げる職員 百分の八十八・七五以下（特定管理職員にあつては、百分の百二・七五以下）

三 指定職俸給表の適用を受ける職員 当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合

イ 直近の業績評価の全体評語が上位の段階である職員のうち、勤務成績が優秀な職員

二 前号ニに掲げる職員 六月に支給する場合には百分の八十七・五以下（特定管理職員にあつては、百分の一・五以下）、十二月に支給する場合には百分の九十以下（特定管理職員にあつては、百分の百四以下）

下）

三 指定職俸給表の適用を受ける職員 当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合

イ 直近の業績評価の全体評語が上位の段階である職員のうち、勤務成績が優秀な職員

百分の百十五以上百分の二百十五以下

六月に支給する場合には百分の百十三・

（事務次官、会計検査院事務総長、人事院

七五以上百分の二百十二・五以下（事務次

事務総長、内閣法制次長、宮内庁次長、警

官、会計検査院事務総長、人事院事務總

察院長官、金融庁長官、消費者庁長官及び

長、内閣法制次長、宮内庁次長、警察庁長

こども家庭庁長官にあつては、百分の百

官、金融庁長官、消費者庁長官及びこども

家庭庁長官にあつては、百分の百

官等」という。）にあつては、「事務次

官等」という。）にあつては、「事務次

官等」という。）にあつては、「事務次

官等」という。）にあつては、「事務次

官等」という。）にあつては、「事務次

官等」という。）にあつては、「事務次

官等」という。）にあつては、「事務次

口 直近の業績評価の全体評語が上位の段階

口 直近の業績評価の全体評語が上位の段階

である職員のうち勤務成績が良好な職員並

である職員のうち勤務成績が良好な職員並

びに直近の業績評価の全体評語が中位の段階である職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員（ハの人事院の定める職員を除く。）百分の百一・五

ハ 直近の業績評価の全体評語が下位の段階である職員及び基準日以前六箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の人事院の定める職員 百分の九十三以下

びに直近の業績評価の全体評語が中位の段階である職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員（ハの人事院の定める職員を除く。）六月に支給する場合には百分の百・二五、十二月に支給する場合には百分の百二・七五

ハ 直近の業績評価の全体評語が下位の段階である職員及び基準日以前六箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の人事院の定める職員 六月に支給する場合には百分の九十一・七五以下、十二月に支給する場合には百分の九十四・二五以下

を受ける職員 当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合

イ 直近の業績評価の全体評語が「優良」の段階以上である職員のうち、勤務成績が優秀な職員 百分の八十八・七五以上百分の二百六十六・二五以下

ロ 直近の業績評価の全体評語が「優良」の段階以上である職員のうち勤務成績が良好な職員並びに直近の業績評価の全体評語が「良好」の段階である職員及び基準日以前以上百分の二百七十以下

ロ 直近の業績評価の全体評語が「優良」の段階以上である職員のうち勤務成績が良好な職員並びに直近の業績評価の全体評語が「良好」の段階である職員及び基準日以前

を受ける職員 当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合

イ 直近の業績評価の全体評語が「優良」の段階以上である職員のうち、勤務成績が優秀な職員 六月に支給する場合には百分の八十七・五以上百分の二百六十二・五以下、十二月に支給する場合には百分の九十五以上百分の二百七十以下

における直近の人事評価の結果がない職員

（ハ）人事院の定める職員を除く。）

百

分の七十八・七五

ハ 直近の業績評価の全体評語が「やや不十分」の段階以下である職員及び基準日以前

六箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の人事院の定める職員 百分の七十二・二五以下

25 (略)

第十三条の二 定年前再任用短時間勤務職員の成

における直近の人事評価の結果がない職員

（ハ）人事院の定める職員を除く。）

六

月に支給する場合には百分の七十七・五、十二月に支給する場合には百分の八十

ハ 直近の業績評価の全体評語が「やや不十分」の段階以下である職員及び基準日以前

六箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の人事院の定める職員 六月に支給する場合には百分の七十一以下、十二月に支給する場合には百分の七十三・五以下

25 (略)

第十三条の二 定年前再任用短時間勤務職員の成

績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、各庁の長が定めるものとする。ただし、各庁の長は、その所属の給与法第十九条の七第一項の職員が著しく少數であること等の事情により、第一号イ又は第二号イに定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事院と協議して、別段の取扱いをすることができる。

一次号に掲げる職員以外の職員 当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合

イ 直近の業績評価の全体評語が「優良」の

績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、各庁の長が定めるものとする。ただし、各庁の長は、その所属の給与法第十九条の七第一項の職員が著しく少數であること等の事情により、第一号イ又は第二号イに定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事院と協議して、別段の取扱いをすることができる。

一次号に掲げる職員以外の職員 当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合

イ 直近の業績評価の全体評語が「優良」の

段階以上である職員のうち、勤務成績が優秀な職員 百分の五十二・七五以上（特定管理職員にあつては、百分の六十二・七五以上）

段階以上である職員のうち、勤務成績が優秀な職員 六月に支給する場合には百分の五十一・五以上（特定管理職員にあつては、百分の六十一・五以上）、十二月に支給する場合には百分の五十四以上（特定管理職員にあつては、百分の六十四以上）

口 直近の業績評価の全体評語が「優良」の段階以上である職員のうち勤務成績が良好な職員並びに直近の業績評価の全体評語が「良好」の段階である職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員（ハの人事院の定める職員を除く。）百分の四十九・二五（特定管理職員にあつて

段階以上である職員のうち、勤務成績が優秀な職員 六月に支給する場合には百分の四十八（特定管理職員にあつては、百分の四十九・二五）（特定管理職員にあつては、百分の四十九・二五）

は、百分の五十九・二五)

管理職員にあつては、百分の五十八)、十  
二月に支給する場合には百分の五十・五  
(特定管理職員にあつては、百分の六十・  
五)

ハ 直近の業績評価の全体評語が「やや不十分」の段階以下である職員及び基準日以前六箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の人事院の定める職員 百分の四十七・二五以下 (特定管理職員にあつては、百分の五十七・二五以下)

ハ 直近の業績評価の全体評語が「やや不十分」の段階以下である職員及び基準日以前六箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の人事院の定める職員 六月に支給する場合には百分の四十六以下 (特定管理職員にあつては、百分の五十六以下)、十二月に支給する場合には百分の四十八・五以下 (特定管理職員にあつては、百分の五十八・五以下)

二 専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員

当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれ

に該当するかに応じ、次に定める割合

イ 前号イに掲げる職員 百分の五十五・七  
五以上（特定管理職員にあつては、百分の  
七十・二五以上）

ロ 前号ロに掲げる職員 百分の四十七・二  
五（特定管理職員にあつては、百分の五十  
四・二五）

二 専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員

当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれ

に該当するかに応じ、次に定める割合

イ 前号イに掲げる職員 六月に支給する場  
合には百分の五十四・五以上（特定管理職  
員にあつては、百分の六十九以上）、十二  
月に支給する場合には百分の五十七以上  
(特定管理職員にあつては、百分の七十  
一・五以上)

ロ 前号ロに掲げる職員 六月に支給する場  
合には百分の四十六（特定管理職員にあつ  
ては、百分の五十三）、十二月に支給する  
場合には百分の四十八・五（特定管理職員

にあつては、百分の五十五・五)

ハ 前号ハに掲げる職員 百分の四十五・二  
五以下（特定管理職員にあつては、百分の  
五十二・二五以下）

ハ 前号ハに掲げる職員 六月に支給する場  
合には百分の四十四以下（特定管理職員に  
あつては、百分の五十一以下）、十二月に  
支給する場合には百分の四十六・五以下  
（特定管理職員にあつては、百分の五十  
三・五以下）

2・3（略）

2・3（略）

#### 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和八年四月一日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後の規則九一四〇の規定は、令和七年四月一日から適用する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）及び一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和七年法律第●●号）に基づき、人事院規則九一五五（特地勤務手当等）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和七年●月●日

人事院総裁 川 本 裕 子

人事院規則九一五五一五四

人事院規則九一五五（特地勤務手当等）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九一五五（特地勤務手当等）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改 正 後	改 正 前
（特地勤務手当の月額）	（特地勤務手当の月額）

第二条 特地勤務手当の月額は、俸給及び扶養手

当の月額の合計額に、次の各号に掲げる特地官署の級別区分に応じ、当該各号に定める支給割合を乗じて得た額とする。

一 六級地	百分の二十五
二 五級地	百分の二十
三 四級地	百分の十六
四 三級地	百分の十二
五 二級地	百分の八
六 一級地	百分の四

第二条 特地勤務手当の月額は、特地勤務手当基礎額に、別表の級別区分（前条の人事院が定める官署にあつては、人事院が定める当該官署の級別区分）に応じ、次に定める支給割合を乗じて得た額（その額が現に受けれる俸給及び扶養手当の月額の合計額に百分の二十五を乗じて得た額を超えるときは、当該額）とする。

一 級地	二 級地	三 級地	四 級地	五 級地	六 級地
百分の四	百分の八	百分の十二	百分の十六	百分の二十	百分の二十五

2 前項の特地官署の級別区分は、別表に定める  
とおり（前条の人事院が定める官署にあつて  
は、人事院が定める当該官署の級別区分）とす  
る。

（削  
る）

2 前項の特地勤務手当基礎額は、次の各号に掲  
げる場合の区分に応じ当該各号に定める日に受  
けた俸給及び扶養手当の月額の合計額の二  
分の一に相当する額と現に受ける俸給及び扶養  
手当の月額の合計額の二分の一に相当する額を  
合算した額（法第六十条の二第二項に規定する  
定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再  
任用短時間勤務職員」という。）にあつては、  
現に受ける俸給の月額）とする。

一 職員が特地官署に勤務することとなつた場  
合 その勤務することとなつた日（職員がそ  
の日前一年以内に当該官署に勤務していた場  
合（人事院が定める場合に限る。）には、そ

の日前の人事院が定める日)

(削る)

(削る)

二 職員が特地官署以外の官署に勤務することとなつた場合において、その勤務することとなつた日後に当該官署が特地官署に該当することとなつたとき その該当することとなつた日

三 第一号、前号又はこの号の規定の適用を受けていた職員がその勤務する特地官署の移転に伴つて住居を移転した場合において、当該官署が当該移転後も引き続き特地官署に該当するとき 当該官署の移転の日

3 次の各号に掲げる職員(定年前再任用短時間勤務職員を除く。)に対する前項の規定の適用

(削る)

については、当該各号に定めるところによる。

一 前項各号に定める日が平成十四年四月一日から同年十一月三十日までの間にある職員

同項中「に受けていた」とあるのは、「に係

る俸給及び扶養手当について一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十四年法律第二百六号）の施行の日における同法第一条の規定による改正後の給与法の規定によるものとした場合の」とする。

二 前項各号に定める日が平成十五年四月一日から同年十月三十一日までの間にある職員

同項中「に受けていた」とあるのは、「に係る俸給及び扶養手当について一般職の職員の

給与に関する法律等の一部を改正する法律  
(平成十五年法律第百四十一号) の施行の日  
における同法第一条の規定による改正後の給  
与法の規定によるものとした場合の」とす  
る。

三 前項各号に定める日が平成十七年四月一日  
から同年十一月三十日までの間にある職員  
同項中「に受けていた」とあるのは、「に係  
る俸給及び扶養手当について一般職の職員の  
給与に関する法律等の一部を改正する法律  
(平成十七年法律第百十三号) の施行の日に  
おける同法第一条の規定による改正後の給与  
法の規定によるものとした場合の」とする。

四| 前項各号に定める日が平成二十一年四月一

日から同年十一月三十日までの間にある職員（その日に平成二十一年度減額改定対象職員（一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第八十六号）附則第三条第一項第一号に規定する減額改定対象職員をいう。）であつた者に限る。）前項中「受けっていた俸給及び」とあるのは、「係る俸給について一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第八十六号。以下この項において「平成二十一年改正法」という。）の施行の日における平成二十一年改正法第一

条の規定による改正後の給与法の規定及び平成二十一年改正法第八条の規定による改正後的一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十七年法律第百十三号）附則第十一条の規定によるものとした場合の俸給の月額並びに当該定める日に受けていた」とする。

五 前項各号に定める日が平成二十二年四月一日から同年十一月三十日までの間にある職員（その日に平成二十二年度減額改定対象職員（一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五十三号）附則第三条第一項第一号に規定する減額

改定対象職員をいう。）であつた者に限る。）前項中「受けたいた俸給及び」とあるのは、「係る俸給について一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五十三号。以下この項において「平成二十二年改正法」という。）の施行の日における平成二十二年改正法第一条の規定による改正後の給与法の規定及び平成二十二年改正法第七条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十七年法律第百三十号）附則第十一条の規定によるものとした場合の俸給の月額並びに当該定める日に受けた

いた」とする。

六 前項各号に定める日が平成二十三年四月一日から平成二十四年二月二十九日までの間にある職員（その日に平成二十三年度減額改定対象職員（国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成二十四年法律第二号）附則第六条第一項第一号に規定する減額改定対象職員をいう。）であつた者に限る。）前項中「受けっていた俸給及び」とあるのは、（係る俸給について国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成二十四年法律第二号。以下この項において「給与改定特例法」という。）の施行の日における

---

(削  
る)

る給与改定特例法第二条の規定による改正後の給与法の規定及び給与改定特例法第五条の規定による改正後的一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十七年法律第二百三十三号）附則第十一条の規定によるものとした場合の俸給の月額並びに当該定める日に受けていた」とする。

4 次の各号に掲げる職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）に対する第二項（前項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

一 育児休業法第十三条第一項に規定する育児

短時間勤務職員及び育児休業法第二十二条の規定による短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）以外の職員であつて、第二項各号に定める日において育児短時間勤務職員等であつたもの 同項中「受けっていた俸給及び」とあるのは「受けていた俸給の月額を同日における育児休業法第十七条（育児休業法第二十二条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた勤務時間法第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額及び同日に受けていた」と、前項

第四号から第六号までの規定により読み替えて適用する第二項中「並びに当該定める日」とあるのは「を当該定める日における育児休業法第十七条（育児休業法第二十二条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた勤務時間法第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額並びに同日」とする。

二 育児短時間勤務職員等であつて、第二項各号に定める日において育児短時間勤務職員等以外の職員であつたもの 同項（前項第一号から第三号までの規定により読み替えて適用

する場合を含む。）中「俸給及び扶養手当の月額の合計額の二分の一に相当する額と」とあるのは「、俸給の月額に育児休業法第十七条（育児休業法第二十二条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた勤務時間法第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び扶養手当の月額の合計額の二分の一に相当する額と」と、前項第四号から第六号までの規定により読み替えて適用する第二項中「並びに」とあるのは「に育児休業法第十七条（育児休業法第二十二条において準用す

る場合を含む。）の規定により読み替えられた勤務時間法第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間と同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額並びに」とする。

三 育児短時間勤務職員等であつて、第二項各号に定める日において育児短時間勤務職員等であつたもの 同項中「受けっていた俸給及び」 とあるのは「受けていた俸給の月額を同日における育児休業法第十七条（育児休業法第二十二条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により読み替えられた勤務時間法第五条第一項ただし書

の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額に育児休業法第十七条の規定により読み替えられた勤務時間法第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び同日に受けていた」と、前項第四号から第六号までの規定により読み替えて適用する第二項中「並びに当該定める日」とあるのは「を当該定める日における育児休業法第十七条（育児休業法第二十二条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により読み替

えられた勤務時間法第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額に育児休業法第十七条の規定により読み替えられた勤務時間法第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額並びに同日」とする。

四 育児休業法第二十三条第二項に規定する任  
期付短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤  
務職員」という。）第二項中「受けていた  
俸給及び」とあるのは「受けていた俸給の月

額を同日における育児休業法第二十五条の規定により読み替えられた勤務時間法第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額に育児休業法第二十五条の規定により読み替えられた勤務時間法第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び同日に受けていた」と、前項第四号から第六号までの規定により読み替えて適用する第二項中「並びに当該定める日」とあるのは「を当該定める日における育児休業法第二十

五条の規定により読み替えられた勤務時間法

第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額に育児休業法第二十五条の規定により読み替えられた勤務時間法第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額並びに「同日」とする。

（特地勤務手当を支給しない期間）

第三条（略）

（特地勤務手当と地域手当との調整）

第三条 規則九一四九（地域手当）別表第一に掲

（削る）

げる地域に所在する特地官署に勤務する職員  
(前条の規定により特地勤務手当を支給されない職員を除く。)には、給与法第十一条の三の規定による地域手当の額の限度において、特地勤務手当は支給しない。

(特地勤務手当に準ずる手当)

#### 第四条 (略)

2 給与法第十四条第一項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額は、俸給及び扶養手当の月額の合計額に、次の表の上欄に掲げる期間等の区分に応じ、同表の下欄に掲げる支給割合を乗じて得た額とする。

(特地勤務手当に準ずる手当)

#### 第四条 (略)

2 給与法第十四条第一項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額は、同項に規定する異動又は官署の移転の日(職員が当該異動によりその日前一年以内に在勤していた官署に勤務することとなつた場合(人事院が定める場合に限る。)には、その日前の人事院が定める日。以

下この条及び第十一條において同じ。)に受け  
ていた俸給及び扶養手当の月額の合計額(定年  
前再任用短時間勤務職員にあつては、現に受け  
る俸給の月額)。第六条において「異動等の日の  
俸給等の合計額」という。)に、次の表の上欄  
に掲げる期間等の区分に応じ、同表の下欄に掲  
げる支給割合を乗じて得た額(その額が現に受  
ける俸給及び扶養手当の月額の合計額に百分の  
六を乗じて得た額(同条において「上限額」と  
いう。)を超えるときは、当該額)とする。

(略)		期間等の区分	支給割合
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)		
(略)	(略)		

(略)

(略)

(略)

(略)

(削る)

備考 前条各号に掲げる官署のうち次項第一号に掲げる官署以外の官署に在勤する職員に対する冬期以外の期間におけるこの表の適用については、当該官署を準特地官署とみなす。

備考 第二条の二各号に掲げる官署のうち第四項第一号に掲げる官署以外の官署に在勤する職員に対する冬期以外の期間におけるこの表の適用については、当該官署を準特地官署とみなす。

3 次の各号に掲げる職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

一 育児短時間勤務職員等以外の職員であつて、給与法第十四条第一項に規定する異動又は官署の移転の日において育児短時間勤務職員等であつたもの 前項中「受けっていた俸給

及び」とあるのは「受けっていた俸給の月額を同項に規定する異動又は官署の移転の日における育児休業法第十七条（育児休業法第二十二条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた勤務時間法第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額及び同日に受けた」とする。

二 育児短時間勤務職員等であつて、給与法第十四条第一項に規定する異動又は官署の移転の日において育児短時間勤務職員等以外の職員であつたもの 前項中「俸給及び扶養手当

の月額の合計額（）とあるのは「、俸給の月額に育児休業法第十七条（育児休業法第二十二条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた勤務時間法第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び扶養手当の月額の合計額（）とする。

三 育児短時間勤務職員等であつて、給与法第十四条第一項に規定する異動又は官署の移転の日において育児短時間勤務職員等であつたもの 前項中「受けっていた俸給及び」とあるのは「受けていた俸給の月額を同項に規定す

る異動又は官署の移転の日における育児休業法第十七条（育児休業法第二十二条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により読み替えられた勤務時間法第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額に育児休業法第十七条の規定により読み替えられた勤務時間法第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び同日に受けていた」とする。

四 任期付短時間勤務職員 前項中「受けてい

---

3|

第一項の規定にかかわらず、次に掲げる官署

---

4|

第一項の規定にかかわらず、次に掲げる官署

た俸給及び」とあるのは「受けていた俸給の月額を同項に規定する異動又は官署の移転の日における育児休業法第二十五条の規定により読み替えられた勤務時間法第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額に育児休業法第二十五条の規定により読み替えられた勤務時間法第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び同日に受けていた」とする。

に在勤する職員には、冬期以外の期間は、給与法第十四条第一項の規定による特地勤務手当に準ずる手当を支給しない。

一 前条各号に掲げる官署のうち人事院が定めるもの

二 (略)

(削る)

第五条 給与法第十四条第二項の規定により同条

第一項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事

に在勤する職員には、冬期以外の期間は、給与法第十四条第一項の規定による特地勤務手当に準ずる手当を支給しない。

一 第二条の二各号に掲げる官署のうち人事院が定めるもの

二 (略)

第五条 給与法第十四条第二項の任用の事情等を

考慮して人事院規則で定める職員は、人事交流等により俸給表の適用を受けることとなつた職員とする。

2 給与法第十四条第二項の規定により同条第一

項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事院規

院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

る。

(削る)

則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 交流採用（官民人事交流法第二条第四項に規定する交流採用をいう。以下この条において同じ。）又は法第六十条の二第一項の規定による採用（法の規定により退職した日の翌日におけるものに限る。以下この条において同じ。）をされ、特地官署又は準特地官署に在勤することとなつた職員で、当該官署に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転したもの

一 新たに特地官署又は準特地官署に該当することとなつた官署に在勤する職員でその特地

官署又は準特地官署に該当することとなつた日（以下この条において「指定日」といいう。）前三年以内に、新たに俸給表の適用を受ける職員となつて、当該官署に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転したもの

者で、新たに俸給表の適用を受けることとな

官署又は準特地官署に該当することとなつた日（以下この条において「指定日」といいう。）前三年以内に、検察官であつた者若しくは給与法第十一条の七第三項に規定する行政執行法人職員等（以下「行政執行法人職員等」という。）であつた者から人事交流等により引き続き俸給表の適用を受ける職員となり、又は交流採用若しくは法第六十条の二第一項の規定による採用をされ、当該官署に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転したもの

三 法第六十条の二第一項の規定による採用をされ、かつ、当該採用の日の前日に在勤して

つた日（以下この条において「適用日」という。）の前日に在勤していた官署に引き続き在勤することとなつた職員のうち、当該適用日前から引き続き勤務していたものとした場合に、給与法第十四条第一項に規定する新たに特地官署又は準特地官署に該当することとなつた官署に在勤する職員で、指定日前三年以内に当該官署に異動したものとなるもの

三 新たに俸給表の適用を受ける職員となつた

四 法第六十条の二第一項の規定による採用を

いた官署に引き続き在勤することとなつた職員のうち、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、給与法第十四条第二項に規定する新たに特地官署又は準特地官署に該当することとなつた官署に在勤する職員で、指定日前三年以内に当該官署に異動したものとなるもの

者で、適用日の前日に給与法第十四条第一項

又は第二項の規定による特地勤務手当に準ずる手当を支給されていたもののうち、当該適用

用日前から引き続き勤務していたものとした場合に、これらの項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給要件を具備することとなるもの

四 前三号に掲げるもののほか、前三号に規定する職員との権衡上必要がある職員として人事院が認めるもの

2 給与法第十四条第二項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給期間及び額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定め

された職員で、当該採用の日の前日に給与法

第十四条第一項又は第二項の規定による特地勤務手当に準ずる手当を支給されていたもの

のうち、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、これらの項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給要件を具備することとなるもの

五 前各号に掲げるもののほか、前各号に規定する職員との権衡上必要がある職員として人事院が認めるもの

3 給与法第十四条第二項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給期間及び額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定め

るところによる。

一 新たに俸給表の適用を受ける職員となつて特地官署又は準特地官署に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転した職員 適用日に特地官署又は準特地官署に異動したものとした場合に前条第一項及び第二項の規定により支給されることとなる期間及び額

るところによる。

一 檢察官であつた者又は行政執行法人職員等であつた者から人事交流等により引き続き俸給表の適用を受ける職員となつて特地官署又は準特地官署に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転した職員又は前項第一号に規定する職員 当該職員が俸給表の適用を受けることとなつた日、交流採用をされた日又は法第六十条の二第一項の規定による採用をされた日に特地官署又は準特地官署に異動したものとした場合に前条第一項及び第二項（同条第三項及び第十一項第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次号から

第五号までにおいて同じ。）並びに第十一條

第二項の規定により支給されることとなる期

間及び額

二 新たに特地官署又は準特地官署に該当する

こととなつた官署に在勤する職員で指定日前

三年以内に当該官署に異動し、当該異動に伴

つて住居を移転したもの 当該職員の指定日

に在勤する官署が当該異動の日前に特地官署

又は準特地官署に該当していたものとした場

合に前条第一項及び第二項の規定により指定

日以降支給されることとなる期間及び額

となる期間及び額

三 前項第一号に規定する職員 当該職員の指

定日に在勤する官署が適用日前に特地官署又は準特地官署に該当していたものとし、かつ、当該職員が当該適用日に当該官署に異動したものとした場合に前条第一項及び第二項の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額

定日に在勤する官署が、当該職員の俸給表の適用を受けることとなつた日、交流採用をされた日又は法第六十条の二第一項の規定による採用をされた日前に特地官署又は準特地官署に該当していたものとし、かつ、当該職員がその日に当該官署に異動したものとした場合に前条第一項及び第二項並びに第十一條第二項の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額

四 前項第二号に規定する職員 適用日前から

俸給表の適用を受ける職員として引き続き勤務していたものとした場合に前条第一項及び第二項の規定により指定日以降支給されるこ

四 前項第三号に規定する職員 当該職員が同

号の採用の日前から定年前再任用短時間勤務職員として引き続き勤務していたものとした場合に前条第一項及び第二項の規定により指定日以降支給されるこ

ととなる期間及び額

定日以降支給されることとなる期間及び額

五 前項第三号に規定する職員 適用日前から

俸給表の適用を受ける職員として引き続き勤務

務していたものとした場合に前条第一項及び第二項又はこの項の規定により当該適用日以降支給されることとなる期間及び額

六 前項第四号に規定する職員 別に人事院が定める期間及び額

なる期間及び額

六 前項第五号に規定する職員 別に人事院が定める期間及び額

なる期間及び額

3 前項の規定にかかわらず、前条第三項各号に掲げる官署に在勤する職員には、冬期以外の期間は、給与法第十四条第二項の規定による特地

4 前項の規定にかかわらず、前条第四項各号に掲げる官署に在勤する職員には、冬期以外の期間は、給与法第十四条第二項の規定による特地

五 前項第四号に規定する職員 当該職員が同号の採用の日前から定年前再任用短時間勤務

職員として引き続き勤務していたものとした場合に前条第一項及び第二項又はこの項の規定により当該採用の日以降支給されることとなる期間及び額

勤務手当に準ずる手当を支給しない。

勤務手当に準ずる手当を支給しない。

（特地勤務手当に準ずる手当と広域異動手当との調整）

#### 第六条 給与法第十四条の規定により特地勤務手

当に準ずる手当を支給される職員のうち給与法

第十二条の八の規定により広域異動手当（その

支給割合が百分の一を超えるものに限る。）を

支給される職員の当該特地勤務手当に準ずる手

当の月額は、異動等の日の俸給等の合計額に、

次の各号に掲げる当該広域異動手当の支給割合

の区分に応じ、第四条第二項の規定による支給

割合からそれぞれ当該各号に定める割合を減じ

た割合を乗じて得た額（その額が上限額を超え

（削る）

るときは、当該上限額)とする。

- 一 百分の二を超える支給割合 百分の二
- 二 百分の一を超える百分の二以下の支給割合

百分の一

(端数計算)

第六条 第二条第一項の規定による特地勤務手当の月額又は第四条第二項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額に一円未満の端数があるときは、それぞれその端数を切り捨てた額をもつて、これらの給与の月額とする。

(報告)

第七条 (略)

第七条 第二条の規定による特地勤務手当の月額又は第四条第二項若しくは前条の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額に一円未満の端数があるときは、それぞれその端数を切り捨てた額をもつて、これらの給与の月額とする。

(報告)

第八条 (略)

(特地官署等の見直し)

(削る)

(雑則)

第八条 (略)

る。

(雑則)

第九条 (略)

(給与法附則第八項の規定の適用を受ける職員の特地勤務手当基礎額)

第十条 給与法附則第八項の規定の適用を受ける

職員であつて、第二条第二項各号に定める日に  
おいて当該職員以外の職員であつたものに對する同項の規定の適用については、当分の間、同項中「受けっていた俸給及び」とあるのは、「受け  
ていた俸給の月額に百分の七十を乗じて得た

第八条の二 特地官署及び準特地官署並びに級別

区分については、五年ごとに見直すのを例とす

額及び同日に受けていた」とする。

(削  
る)

2 紹与法附則第八項の規定の適用を受ける職員のうち、第二条第三項各号又は第四項各号に掲げる職員であるものの同条第一項の特地勤務手当基礎額は、前項並びに同条第三項及び第四項の規定にかかわらず、これらの規定に準じて人事院の定めるところにより算出した額とする。  
(紹与法附則第八項の規定の適用を受ける職員の特地勤務手当に準ずる手当の月額)

第十一條 紹与法附則第八項の規定の適用を受けする職員であつて、紹与法第十四条第一項に規定する異動又は官署の移転の日において当該職員以外の職員であつたものに対する第四条第二項

の規定の適用については、当分の間、同項中「受けた俸給及び」とあるのは、「受けた俸給の月額に百分の七十を乗じて得た額及び同日に受けた」とする。

2 紹与法附則第八項の規定の適用を受ける職員のうち、第四条第三項各号に掲げる職員であるものの特地勤務手当に準ずる手当の月額は、前項及び同条第三項の規定にかかわらず、これらの規定に準じて人事院の定めるところにより算出した額とする。

## 附 則

### （施行期日等）

第一条 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の規則九一五五の規定は、令和七年四月

一日から適用する。

（特地勤務手当に準ずる手当に関する経過措置等）

第二条 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和七年法律第●号。以下「令和七年改正法」という。）附則第三条の人事院規則で定める職員は、令和四年四月一日以前に検察官であつた者又は行政執行法人職員等（給与法第十一条の七第三項に規定する行政執行法人職員等をいう。）であつた者から人事交流等により引き続き俸給表の適用を受ける職員となつて、又は交流採用（官民人事交流法第二条第四項に規定する交流採用をいう。）され特地官署（給与法第十三条の二第一項に規定する特地官署をいう。）又は準特地官署（給与法第十四条第一項に規定する準特地官署をいう。）に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転した職員として令和七年改正法第一条の規定による改正後の給与法第十四条第二項の適用の際現に令和七年改正法第一条の規定による改正前の給与法第十四条第二項の規定により特地勤務手当に準ずる手当を支給されているもの（他の法令の規定により行政執行法人職員等とみなされ同項の規定が適用されるものを含む。）とする。

2 令和七年改正法附則第三条の規定の適用を受ける職員に対するこの規則による改正後の規則九一五五第

五条第二項の適用については、同項第一号中「期間」とあるのは、「期間のうち令和七年四月一日以後の期間」とする。

第三条 前条に規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、人事院が定める。

（人事院規則一―三四の一部改正）

第四条 人事院規則一―三四（人事管理文書の保存期間及び保存期間が満了したときの措置）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のよう改める。

		別表 人事管理文書の保存期間及び保存期間が満了したときの措置（第3条、第4条関係）				改正後	
		人事管理文書の区分				人事管理文書の例	
備考	三〇二十（略）	規則九一 五五（特 地勤務手 当等） (略)	第七条第一項又 は第二項の 報告 の文書 (略)	(略)	(略)	(略)	保存期間
一〇五 (略)	(略)	特地官署等実態 書 特地官署等の報告の文 書	場合等の報告の文 書	特地官署又は準特 地官署が移転する	(略)	(略)	保存期間
	(略)			三年	(略)	(略)	保存期間
	(略)		廃棄	(略)	措置	満了時の 措置	保存期間

（人事院規則九一五五一五一の一部改正）

第五条 人事院規則九一五五一五一（人事院規則九一五五（特地勤務手当等）の一部を改正する人事院規則）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削り、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

		改 正 後	改 正 前
		附 則	附 則
			（改正後の人事院規則九一五五における暫定再任用職員に関する経過措置）
第二条	国家公務員法等の一部を改正する法律 (令和三年法律第六十一号。次条第一項において「令和三年改正法」という。) 附則第三条第 (削る)		

四項に規定する暫定再任用職員（次項及び次条において「暫定再任用職員」という。）は、法第六十条の二第二項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（次条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）とみなして、この規則による改正後の規則九一五五（以下「改正後の規則九一五五」という。）第二条第二項から第四項まで並びに第四条第二項及び第三項の規定を適用する。

2 | 暫定再任用職員に対する改正後の規則九一五五第五条第二項及び第三項の規定の適用については、同条第二項第一号中「法第六十条の二第一項」とあるのは「国家公務員法等の一部を改

正する法律（令和三年法律第六十一号。以下「令和三年改正法」という。）附則第四条第一項若しくは第二項若しくは第五条第一項若しくは第二項」と、「退職した日」とあるのは「退職した日又は令和三年改正法附則第四条第一項若しくは第二項若しくは第五条第一項若しくは第二項の規定による採用に係る任期が満了した日」と、「この条において同じ」とあるのは「この条において「暫定再任用」という」と、同項第二号から第四号まで並びに同条第三項第一号及び第三号中「法第六十条の二第一項の規定による採用」とあるのは「暫定再任用」と、同項第四号中「定年前再任用短時間勤務職員」

とあるのは「暫定再任用職員（令和三年改正法附則第三条第四項に規定する暫定再任用職員をいう。次号において同じ。）」と、同項第五号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「暫定再任用職員」とする。

（定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員への特地勤務手当に準ずる手当に関する経過措置）

第二条 規則九一五五第五条第一項第一号の規定は、令和七年四月一日以後に法第六十条の二第一項又は国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十一号。以下この項において「令和三年改正法」という。）附則第四条第

第三条 改正後の規則九一五五第五条第二項第一号及び第二号の規定は、令和七年四月一日以後に法第六十条の二第一項又は令和三年改正法附則第四条第一項若しくは第二項若しくは第五条第一項若しくは第二項の規定（以下この条にお

一項若しくは第二項若しくは第五条第一項若しくは第二項の規定（以下この条において「法第六十条の二第一項等の規定」という。）による採用をされた法第六十条の二第一項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（次項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）及び令和三年改正法附則第三条第四項に規定する暫定再任用職員（次項において「暫定再任用職員」という。）について適用する。

2 規則九一五五第五条第一項第二号の規定は、令和七年四月一日以後に法第六十条の二第一項等の規定による採用をされ、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、同

いて「法第六十条の二第一項等の規定」という。による採用をされた定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員について適用する。

2 改正後の規則九一五五第五条第二項第三号の規定は、令和七年四月一日以後に法第六十条の二第一項等の規定による採用をされ、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、同

号の規定する異動をした日又は当該職員が新たに俸給表の適用を受けることとなつた日が令和七年四月一日以後である定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員について適用する。

### 3 規則九一五五第五条第一項第三号の規定は、

令和七年四月一日以後に法第六十条の二第一項等の規定による採用をされ、当該採用の日前に支給されていた給与法第十四条第一項又は第二項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給要件を具備するに至つた日が令和七年四月一日以後である場合について適用する。

合に、同号の規定する異動をした日が令和七年四月一日以後である定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員について適用する。

### 3 改正後の規則九一五五第五条第二項第四号の

規定は、令和七年四月一日以後に法第六十条の二第一項等の規定による採用をされ、当該採用の日前に支給されていた給与法第十四条第一項又は第二項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給要件を具備するに至つた日が令和七年四月一日以後である場合について適用する。

（令和十年三月三十一日までの間における特地

勤務手当と地域手当との調整に関する経過措

置)

(削  
る)

第四条 令和七年四月一日から令和十年三月三十  
一日までの間における規則九一五五第三条の規  
定の適用については、同条中「規則九一四九  
(地域手当) 別表第一」とあるのは「規則九一  
四九一五七(人事院規則九一四九(地域手当))  
の一部を改正する人事院規則) 附則別表第一」  
と、「給与法第十一条の三」とあるのは「一般  
職の職員の給与に関する法律等の一部を改正す  
る法律(令和六年法律第七十二号) 附則第七条  
第一項」とする。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九一二三（本府省業務調整手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和七年●月●日

人事院総裁 川 本 裕 子

人事院規則九一一二三一四五

人事院規則九一一二三（本府省業務調整手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九一一二三（本府省業務調整手当）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改 正 後

改 正 前

（国の行政機関の内部部局）

第二条 紹与法第十条の三第一項第一号の人事院

規則で定める国の行政機関の内部部局は、次に掲げる組織とする。

一（五）（略）

六 内閣府の内部部局及び内閣府設置法（平成

十一年法律第八十九号）第十七条第一項に規

定する職又は当該職のつかさどる職務の全部若しくは一部を助ける職に就いている職員で構成される組織

七（九）十一（略）

十二 金融庁の内部部局（金融国際審議官を含

む。）

（国の行政機関の内部部局）

第二条 紹与法第十条の三第一項第一号の人事院

規則で定める国の行政機関の内部部局は、次に掲げる組織とする。

一（五）（略）

六 内閣府の内部部局及び本府に置かれる職

七（九）十一（略）

十二 金融庁の内部部局

十三・十四（略）

十五 デジタル庁設置法（令和三年法律第三十

六号）第十三条第一項に規定する職又は当該

職のつかさどる職務の全部若しくは一部を助

ける職に就いている職員で構成される組織

十六 総務省の内部部局及び本省に置かれる組

織（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百

二十号）第二十条第一項に規定する職又は当

該職のつかさどる職務の全部若しくは一部を

助ける職に就いている職員で構成される組織

をいう。以下この条において同じ。）

十七～二十三（略）

二十四 外務省の内部部局及び本省に置かれる

十三・十四（略）

十五 デジタル庁に置かれる職

十六 総務省の内部部局及び本省に置かれる職

織（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百

二十号）第二十条第一項に規定する職又は当

該職のつかさどる職務の全部若しくは一部を

助ける職に就いている職員で構成される組織

をいう。以下この条において同じ。）

十七～二十三（略）

二十四 外務省の内部部局及び本省に置かれる

組織

二十五・二十六 (略)

二十七 文部科学省の内部部局及び本省に置かれる組織

二十八・二十九 (略)

三十 厚生労働省の内部部局及び本省に置かれる組織

組織

三十一～三十八 (略)

三十九 国土交通省の内部部局及び本省に置かれる組織

組織

四十四～四十三 (略)

四十四 環境省の内部部局 (国民公園管理事務

所及び千鳥ヶ淵戦没者墓苑管理事務所を除

職

二十五・二十六 (略)

二十七 文部科学省の内部部局及び本省に置かれる職

二十八・二十九 (略)

三十 厚生労働省の内部部局及び本省に置かれる職

職

三十一～三十八 (略)

三十九 国土交通省の内部部局及び本省に置かれる職

職

四十四～四十三 (略)

四十四 環境省の内部部局 (国民公園管理事務

所及び千鳥ヶ淵戦没者墓苑管理事務所を除

く。）及び本省に置かれる組織

#### 四十五・四十六（略）

（給与法第十条の三第一項第二号の人事院規則で定める業務）

第四条 紹与法第十条の三第一項第二号の人事院規則で定める業務は、次に掲げる業務とする。

##### 一 次に掲げる官職の業務

イ 事務次官、人事院事務総長、内閣法制次長、宮内庁次長、公正取引委員会事務総長、警察庁長官、金融庁長官、消費者庁長官及びこども家庭庁長官

ロ 外局（国家行政組織法第三条第三項の庁をいう。ニにおいて同じ。）の長官

く。）及び本省に置かれる職

#### 四十五・四十六（略）

（給与法第十条の三第一項第二号の人事院規則で定める業務）

第四条 紹与法第十条の三第一項第二号の人事院規則で定める業務は、次に掲げる業務とする。

##### （新設）

ハ 内閣府審議官、防災監、デジタル審議

官、総務審議官、外務審議官、財務官、文

部科学審議官、厚生労働審議官、医務技

監、農林水産審議官、経済産業審議官、技

監、国土交通審議官及び地球環境審議官

二 外局並びに警察庁及び消費者庁の次長

ホ イから二までに掲げる官職のほか、人事

院が定めるもの

二・三 (略)

(本府省業務調整手当の月額)

第六条 給与法第十条の三第二項の人事院規則で

定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応

じ、当該各号に定める額（その額に一円未満の

一・二 (略)

(本府省業務調整手当の月額)

第六条 給与法第十条の三第二項の人事院規則で

定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応

じ、当該各号に定める額（その額に一円未満の

端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

とする。

一次号に掲げる職員以外の職員　指定職俸給表の適用を受ける職員以外の職員にあつては当該職員に適用される俸給表及び当該職員の属する職務の級、指定職俸給表の適用を受ける職員にあつては当該職員に適用される俸給表に応じ、別表の定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の月額欄に定める額（育児休業法第十三条第一項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第二十二条の規定による短時間勤務をしている職員にあつては育児休業法第十七条（育児休業法第二十二条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた勤務時間法第五条第一項ただし業法第十七条（育児休業法第二十二条において

端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

一次号に掲げる職員以外の職員　当該職員に適用される俸給表及び当該職員の属する職務の級に応じ、別表の定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の月額欄に定める額（育児休業法第十三条第一項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第二十二条の規定による短時間勤務をしている職員にあつては育児休業法第十七条（育児休業法第二十二条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた勤務時間法第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間

て準用する場合を含む。) の規定により読み替えられた勤務時間法第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を、育児休業法第二十三条第二項に規定する任期付短時間勤務職員にあっては育児休業法第二十五条の規定により読み替えられた勤務時間法第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれその額に乗じて得た額)

## 二 (略)

附則別表 (附則第二条関係)

附則別表 (附則第二条関係)

(一) 行政職俸給表										俸給表及び職務の級		
五級以上	四級	三級	二級	一級	七級以上	六級	五級	四級	三級	二級	一級	
三六、三〇〇円	三四、四〇〇円	一六、九〇〇円	一三、七〇〇円	七、六〇〇円	三六、三〇〇円	三四、四〇〇円	三三、二〇〇円	一六、九〇〇円	一三、七〇〇円	七、六〇〇円	六、四〇〇円	月額

(一) 行政職俸給表										俸給表及び職務の級		
五級以上	四級	三級	二級	一級	七級以上	六級	五級	四級	三級	二級	一級	
二九、三〇〇円	二七、四〇〇円	一五、五〇〇円	一二、三〇〇円	六、一〇〇円	二九、三〇〇円	二七、四〇〇円	二六、二〇〇円	一五、五〇〇円	一二、三〇〇円	六、一〇〇円	五、〇〇〇円	月額

稅務職俸給表

(一)

公安職俸給表

六級	五級	四級	三級	二級	一級	七級以上	六級	五級	四級	三級	二級	一級
三三、 二〇〇円	一六、 九〇〇円	一三、 七〇〇円	七、 六〇〇円	六、 四〇〇円	六、 四〇〇円	三六、 三〇〇円	三四、 四〇〇円	三三、 二〇〇円	一六、 九〇〇円	一三、 七〇〇円	七、 六〇〇円	六、 四〇〇円

稅務職俸給表

(一)

公安職俸給表

六級	五級	四級	三級	二級	一級	七級以上	六級	五級	四級	三級	二級	一級
二六、 二〇〇円	一五、 五〇〇円	一二、 三〇〇円	六、 二〇〇円	五、 〇〇〇円	五、 〇〇〇円	二九、 三〇〇円	二七、 四〇〇円	二六、 二〇〇円	一五、 五〇〇円	一二、 三〇〇円	六、 二〇〇円	五、 〇〇〇円

研究職俸給表				(二) 公安職俸給表								七級	
四級	三級	二級	一級	七級以上	六級	五級	四級	三級	二級	一級	八級以上		
三四、四〇〇円	一六、九〇〇円	七、六〇〇円	六、四〇〇円	三六、三〇〇円	三四、四〇〇円	三三、二〇〇円	一六、九〇〇円	一三、七〇〇円	七、六〇〇円	六、四〇〇円	三六、三〇〇円	三四、四〇〇円	

研究職俸給表				(二) 公安職俸給表								七級	
四級	三級	二級	一級	七級以上	六級	五級	四級	三級	二級	一級	八級以上		
二七、四〇〇円	一五、五〇〇円	六、二〇〇円	五、〇〇〇円	二九、三〇〇円	二七、四〇〇円	二六、二〇〇円	一五、五〇〇円	一二、三〇〇円	六、二〇〇円	五、〇〇〇円	二九、三〇〇円	二七、四〇〇円	

---

指定職俸給表	五級以上	三六、三〇〇円
	三六、三〇〇円	

---

五級以上	二九、三〇〇円
------	---------

---

別表（第五条、第六条関係）

俸給表	税務職	給表							（一）							行政職	の級	俸給表及び職務の級
		専門行	政職俸	三級	二級	一級	上	七級以	六級	五級	四級	三級	二級	一級				
二級	一級	上	五級以	四級	三級	二級	一級	上	七級以	六級	五級	四級	三級	二級	一級			相当する職務の級
二級	一級	上	七級以	六級	四級	三級	二級											相当する職務の級
一〇、八〇〇円	九、二〇〇円	五一、八〇〇円	四九、二〇〇円	二四、一〇〇円	一九、五〇〇円	一〇、八〇〇円		五一、八〇〇円	四九、二〇〇円	四七、四〇〇円	二四、一〇〇円	一九、五〇〇円	一〇、八〇〇円	九、二〇〇円	九、二〇〇円	外の職員の月額	定年前再任用短時間勤務職員以	定年前再任用短時間勤務職員の月額
一〇、六〇〇円	九、二〇〇円	四四、五〇〇円	四〇、三〇〇円	一八、八〇〇円	一七、五〇〇円	一〇、六〇〇円		四四、五〇〇円	四〇、三〇〇円	三七、八〇〇円	一八、八〇〇円	一七、五〇〇円	一〇、六〇〇円	九、二〇〇円	九、二〇〇円	基準月額	定年前再任用短時間勤務職員の月額	定年前再任用短時間勤務職員の月額

別表（第五条、第六条関係）

俸給表	税務職	給表							（一）							行政職	の級	俸給表及び職務の級
		専門行	政職俸	三級	二級	一級	上	七級以	六級	五級	四級	三級	二級	一級				
二級	一級	上	五級以	四級	三級	二級	一級	上	七級以	六級	五級	四級	三級	二級	一級			相当する職務の級
二級	一級	上	七級以	六級	四級	三級	二級											相当する職務の級
八、八〇〇円	七、二〇〇円	四一、八〇〇円	三九、二〇〇円	二二、一〇〇円	一七、五〇〇円	八、八〇〇円		四一、八〇〇円	三九、二〇〇円	三七、四〇〇円	二三、一〇〇円	一七、五〇〇円	八、八〇〇円	七、二〇〇円	七、二〇〇円	外の職員の月額	定年前再任用短時間勤務職員以	定年前再任用短時間勤務職員の月額
八、六〇〇円	七、二〇〇円	三四、五〇〇円	三〇、三〇〇円	一六、八〇〇円	一五、五〇〇円	八、六〇〇円		三四、五〇〇円	三〇、三〇〇円	二七、八〇〇円	一六、八〇〇円	一五、五〇〇円	八、六〇〇円	七、二〇〇円	七、二〇〇円	基準月額	定年前再任用短時間勤務職員の月額	定年前再任用短時間勤務職員の月額

(二) 奉給表 公安職					(一) 奉給表 公安職														
五級	四級	三級	二級	一級	上	八級以	七級	六級	五級	四級	三級	二級	一級	上	七級以	六級	五級	四級	三級
五級	四級	三級	二級	一級	上	七級以	六級	五級	四級	三級	二級	一級	上	七級以	六級	五級	四級	三級	
四七、 四〇〇円	二四、 一〇〇円	一九、 五〇〇円	一〇、 八〇〇円	九、 二〇〇円	五一、 八〇〇円	四九、 二〇〇円	四七、 一〇〇円	三四、 一〇〇円	一九、 八〇〇円	一〇、 八〇〇円	九、 二〇〇円	九、 二〇〇円	五一、 八〇〇円	四九、 二〇〇円	四七、 一〇〇円	二四、 一〇〇円	一九、 五〇〇円		
三七、 八〇〇円	一八、 八〇〇円	一七、 五〇〇円	一〇、 六〇〇円	九、 二〇〇円	四四、 五〇〇円	四〇、 三〇〇円	三七、 八〇〇円	一八、 八〇〇円	一七、 五〇〇円	一〇、 六〇〇円	九、 二〇〇円	九、 二〇〇円	四四、 五〇〇円	四〇、 三〇〇円	三七、 八〇〇円	一八、 八〇〇円	一七、 五〇〇円		

(二) 奉給表 公安職					(一) 奉給表 公安職														
五級	四級	三級	二級	一級	上	八級以	七級	六級	五級	四級	三級	二級	一級	上	七級以	六級	五級	四級	三級
五級	四級	三級	二級	一級	上	七級以	六級	五級	四級	三級	二級	一級	上	七級以	六級	五級	四級	三級	
三七、 四〇〇円	三三、 一〇〇円	一七、 五〇〇円	八、 八〇〇円	七、 二〇〇円	四一、 八〇〇円	三九、 二〇〇円	三七、 一〇〇円	三三、 一〇〇円	一七、 五〇〇円	八、 八〇〇円	七、 二〇〇円	七、 二〇〇円	四一、 八〇〇円	三九、 二〇〇円	三七、 一〇〇円	三三、 一〇〇円	一七、 五〇〇円		
二七、 八〇〇円	一六、 八〇〇円	一五、 五〇〇円	八、 六〇〇円	七、 二〇〇円	三四、 五〇〇円	三〇、 三〇〇円	二七、 八〇〇円	一六、 八〇〇円	一五、 五〇〇円	八、 六〇〇円	七、 二〇〇円	七、 二〇〇円	三四、 五〇〇円	三〇、 三〇〇円	二七、 八〇〇円	一六、 八〇〇円	一五、 五〇〇円		

俸給表 指定職	俸給表					研究職			
	上	五級以	四級	三級	二級		上	七級以	六級
	上	七級以	六級	四級	二級	一級	上	七級以	六級
五一、八〇〇円	五一、八〇〇円	四九、二〇〇円	二四、一〇〇円	一〇、八〇〇円	九、二〇〇円		五一、八〇〇円	四九、二〇〇円	
		四四、五〇〇円	四〇、三〇〇円	一八、八〇〇円	一〇、六〇〇円	九、二〇〇円		四四、五〇〇円	四〇、三〇〇円

上	五級以	俸給表					研究職			
		四級	三級	二級	一級	上		七級以	六級	
上	七級以	六級	四級	二級	一級	上	七級以	六級		
	四一、八〇〇円	三九、二〇〇円	二三、一〇〇円	八、八〇〇円	七、二〇〇円		四一、八〇〇円	三九、二〇〇円		
	三四、五〇〇円	三〇、三〇〇円	一六、八〇〇円	八、六〇〇円	七、二〇〇円		三四、五〇〇円	三〇、三〇〇円		

附 則

（施行期日等）

第一条 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の規則九一一二三及び人事院規則一一五七（復興庁設置法の施行に伴う関係人事院規則の適用の特例等に関する人事院規則）の規定は、令和七年四月一日から適用する。

（人事院規則一一五七の一部改正）

第二条 規則一一五七の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のよう改める。

改 正 後	改 正 前
（復興庁が廃止されるまでの間における人事院規則の適用の特例）	（復興庁が廃止されるまでの間における人事院規則の適用の特例）
第一条 復興庁が廃止されるまでの間における次	第一条 復興庁が廃止されるまでの間における次

の表の第一欄に掲げる規則の規定の適用については、同欄に掲げる規則の同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

手当	府省業務調整	三（本	規則九	（略）
			第二条	（略）
			織 げる組	（略）
のつかさどる職 る職又は当該職 の第一項に規定す	五号）第十二条	年法律第百二十 三（本	法（平成二十三 年法律第百二十 三（本	次に掲 げる組 及び復興庁設置 次に掲げる組織 規則九

の表の第一欄に掲げる規則の規定の適用については、同欄に掲げる規則の同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

手当	府省業務調整	三（本	規則九	（略）
			第二条	（略）
			織 げる組	（略）
			に置 かれる職 興局を除く。）	次に掲 げる組 及び復興庁（復 興局を除く。）

2 ～ 4	(略)						
	(略)						
	(略)						
	(略)	る組織	職員で構成され	職に就いている	は一部を助ける	は一部を助ける	務の全部若しく

2 ～ 4	(略)						
	(略)						
	(略)						
	(略)						

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和七年法律第●●号）に基づき、同法附則第二条の規定による最高の号俸を超える俸給月額を受ける特定任期付職員の俸給月額の切替えに關し次の人事院規則を制定する。

令和七年●月●日

人事院総裁 川 本 裕 子

人事院規則九一五三

令和七年改正法附則第二条の規定による最高の号俸を超える俸給月額を受ける特定任期付職員の俸給月額の切替え

令和七年四月一日（以下「適用日」という。）の前日において任期付職員法第七条第三項の規定による俸給月額を受けていた職員の適用日における俸給月額は、その者の適用日の前日における俸給月額に対応する次の表の新俸給月額欄に定める俸給月額とする。

この規則は、  
公布の日から施行する。

附  
則

適用日の前日に おける俸給月額	新俸給月額
円	円
988,000	1,021,000
1,112,000	1,149,000
1,191,000	1,224,000

人事院は、国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）に基づき、人事院規則一六一〇（職員の災害補償）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和七年●月●日

人事院総裁 川 本 裕 子

人事院規則一六一〇一七八

人事院規則一六一〇（職員の災害補償）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一六一〇（職員の災害補償）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

	改 正 後	改 正 前
第十二条	（平均給与額の計算の特例）	（平均給与額の計算の特例）
第十三条	（略）	（略）
第十三条	採用の日に災害を受けた場合の平均給	採用の日に災害を受けた場合の平均給

与額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる金額とする。

一 給与法第六条第一項各号に掲げる俸給表の適用を受ける職員 債給の月額、扶養手当の月額、俸給及び扶養手当の月額に対する地域手当の月額、俸給及び扶養手当の月額に対する研究員調整手当の月額並びに特地勤務手当（給与法第十四条の規定による手当を含む。）の月額の合計額を三十で除して得た金額

額  
二・三 （略）  
第十四条 （略）

第十五条 補償を行うべき事由が生じた日（以下

与額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる金額とする。

一 給与法第六条第一項各号に掲げる俸給表の適用を受ける職員 債給の月額、扶養手当の月額、俸給及び扶養手当の月額に対する地域手当の月額、俸給及び扶養手当の月額に対する研究員調整手当の月額並びに特地勤務手当の月額の合計額を三十で除して得た金額

額  
二・三 （略）  
第十四条 （略）

第十五条 補償を行うべき事由が生じた日（以下

「補償事由発生日」という。)において、直前の平均給与額(その額が補償法第四条の三又は同法第四条の四の規定の適用を受けて定められたものである場合にあつては、それらの規定の適用がなかつたものとした場合における額。次条において同じ。)が次の各号に掲げる金額の合計額に満たない場合は、当該合計額を平均給与額とする。

### 一 (略)

二 補償事由発生日に受ける俸給及び扶養手当の月額に対する広域異動手当の月額又はこれに相当する給与の月額について第十三条各号に規定する方法により計算した金額

「補償事由発生日」という。)において、直前の平均給与額(その額が補償法第四条の三又は同法第四条の四の規定の適用を受けて定められたものである場合にあつては、それらの規定の適用がなかつたものとした場合における額。次条において同じ。)が次の各号に掲げる金額の合計額に満たない場合は、当該合計額を平均給与額とする。

### 一 (略)

二 補償事由発生日に受ける俸給及び扶養手当の月額に対する広域異動手当の月額並びに給与法第十四条の規定による手当の月額又はこれらに相当する給与の月額について第十三条

各号に規定する方法により計算した金額

第十六条 離職後に補償を行うべき事由が生じた

場合において、直前の平均給与額が次の各号に掲げる金額の合計額に満たないときは、当該合計額を平均給与額とする。

一 (略)

二 離職時に占めていた官職に補償事由発生日まで引き続き在職していたものとした場合において同日に受けることとなる俸給及び扶養手当の月額に対する広域異動手当の月額又はこれに相当する給与の月額について第十三条各号に規定する方法により計算した金額

第十六条 離職後に補償を行うべき事由が生じた場合において、直前の平均給与額が次の各号に掲げる金額の合計額に満たないときは、当該合計額を平均給与額とする。

一 (略)

二 離職時に占めていた官職に補償事由発生日まで引き続き在職していたものとした場合において同日に受けることとなる俸給及び扶養手当の月額に対する広域異動手当の月額並びに給与法第十四条の規定による手当の月額又はこれらに相当する給与の月額について第十三条各号に規定する方法により計算した金額

## 附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の規則一六一〇の規定は、令和七年四月一日から適用する。

## 人事院公示第●号

人事院は、人事院規則2—4（人事院の職員に対する権限の委任）第2項の規定に基づき、昭和38年人事院公示第5号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和7年●●月●●日

人事院総裁 川 本 裕 子

1 次の表により、改正前欄に掲げる規定（前書きを含む。以下同じ。）の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のよう改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削り、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
人事院は、人事院規則2—4（人事院の職員に対する権限の委任）第2項の規定に基づき、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）、人事院規則9—1（非常勤職員の給与）、人事院規則9—5（給与簿）、人事院規則9—6（俸給の調整額）、人事院規則9—6—6（人事院規則9—6（俸給の調整額）の一部を改正する人事院規則）、人事院規則9—7（俸給等の支給）、人事院規則9—8（初任	人事院は、人事院規則2—4（人事院の職員に対する権限の委任）第2項の規定に基づき、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）、人事院規則9—1（非常勤職員の給与）、人事院規則9—5（給与簿）、人事院規則9—6（俸給の調整額）、人事院規則9—6—6（人事院規則9—6（俸給の調整額）の一部を改正する人事院規則）、人事院規則9—7（俸給等の支給）、人事院規則9—8（初任



院規則)、人事院規則9—15(宿日直手当)、人事院規則9—17(俸給の特別調整額)、人事院規則9—24(通勤手当)、人事院規則9—30(特殊勤務手当)、人事院規則9—34(初任給調整手当)、人事院規則9—40(期末手当及び勤勉手当)、人事院規則9—43(休日給)、人事院規則9—49(地域手当)、人事院規則9—49—57(人事院規則9—49(地域手当)の一部を改正する人事院規則)、人事院規則9—54(住居手当)、人事院規則9—55(特地勤務手当等)、人事院規則9—55—154(人事院規則9—55(特地勤務手当等)の一部を改正する人事院規則)、人事院規則9—80(扶養手当)、人事院規則9—82(俸給の半減)、人事院規則9—89(単身赴任手当)、人事院規則9—93(管理職員特別勤務手当)、人事院規則9—97(超過勤務手当)、人事院規則9—102(研究員調整手当)、人事院規則9—121(広域異動手当)、人事院規則9—122(専門スタッフ職調整手当)、人事院規則9—123(本府省業務調整手当)、人事院規則9—129(東

<p>(専門スタッフ職調整手当)、人事院規則9—123（本府省業務調整手当）、人事院規則9—129（東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等並びに特定新型インフルエンザ等に対処するための人事院規則9—30（特殊勤務手当）の特例）、人事院規則9—147（給与法附則第8項の規定による俸給月額）、人事院規則9—148（給与法附則第10項、第12項又は第13項の規定による俸給）及び人事院規則9—151（在宅勤務等手当）に定める人事院の権限及び所掌事務の一部委任に関し、次のとおり決定した。</p>	<p>日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等並びに特定新型インフルエンザ等に対処するための人事院規則9—30（特殊勤務手当）の特例）、人事院規則9—147（給与法附則第8項の規定による俸給月額）、人事院規則9—148（給与法附則第10項、第12項又は第13項の規定による俸給）及び人事院規則9—151（在宅勤務等手当）に定める人事院の権限及び所掌事務の一部委任に関し、次のとおり決定した。</p>
1 (略)	1 (略)
2 委任する権限及び所掌事務	2 委任する権限及び所掌事務
一～十二 (略)	一～十二 (略)
十三 人事院規則9—55（特地勤務手当等）に規定する次に掲げる事項	十三 人事院規則9—55（特地勤務手当等）に規定する次に掲げる事項
(1) (略)	(1) (略)
(2) <u>第2条第2項</u> の規定に基づき、人事院が定めることとされている級別区分について定	(2) <u>第2条第1項</u> の規定に基づき、人事院が定めることとされている級別区分について定

	めること。	
(削る)		めること。
(3) <u>第3条第2号</u> の規定に基づき、人事院が定めることとされている官署について定めること。	(3) <u>第2条第2項第1号</u> の規定に基づき、人事院が定めることとされている場合及び日について定めること。	
(削る)	(3の2) <u>第2条の2第2号</u> の規定に基づき、人事院が定めることとされている官署について定めること。	
(4) <u>第4条第3項第1号</u> 又は <u>第2号</u> の規定に基づき、人事院が定めることとされている官署について定めること。	(4) <u>第4条第2項の規定</u> に基づき、人事院が定めることとされている場合及び日について定めること。	
(5) <u>第5条第1項第4号</u> の規定に基づき、人事院が認めることとされている職員について認めること。	(4の2) <u>第4条第4項第1号</u> 又は <u>第2号</u> の規定に基づき、人事院が定めることとされている官署について定めること。	
(6) <u>第5条第2項第6号</u> の規定に基づき、人事院が定めることとされている期間及び額について定めること。	(5) <u>第5条第2項第5号</u> の規定に基づき、人事院が認めることとされている職員について認めること。	
(7) <u>第7条第1項</u> の規定に基づ	(6) <u>第5条第3項第6号</u> の規定に基づき、人事院が定めることとされている期間及び額について定めること。	
	(7) <u>第8条第1項</u> の規定に基づ	

<p>き、人事院が定めることとさ れている場合について定める こと。</p> <p>(8) <u>第7条第2項</u>の規定に基づ き、人事院に対する生活環境 等の実情の報告について定め ること。</p> <p>(9) <u>第8条</u>の規定に基づき、人 事院が定めることとされてい る事項について定めること。</p> <p>(削る)</p>	<p>き、人事院が定めることとさ れている場合について定める こと。</p> <p>(8) <u>第8条第2項</u>の規定に基づ き、人事院に対する生活環境 等の実情の報告について定め ること。</p> <p>(9) <u>第9条</u>の規定に基づき、人 事院が定めることとされてい る事項について定めること。</p> <p>(10) <u>第10条第2項又は第11 条第2項</u>の規定に基づき、人 事院が定めることとされてい る事項について定めること。</p>
<p><u>十三の二 人事院規則9—55—</u></p> <p><u>154 (人事院規則9—55 (特地勤務手当等)の一部を改 正する人事院規則)附則第3条</u> <u>の規定に基づき、人事院が定め ることとされている事項につい て定めること。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>十四～十九 (略)</p> <p>二十 人事院規則9—123 (本 府省業務調整手当)に規定する 次に掲げる事項</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>十四～十九 (略)</p> <p>二十 人事院規則9—123 (本 府省業務調整手当)に規定する 次に掲げる事項</p> <p>(1)～(4) (略)</p>

<p>(5) <u>第4条第1号ホの規定に基づき、人事院が定めることとされている官職について定めること。</u></p> <p>(6) <u>第4条第3号の規定に基づき、人事院が定めることとされている業務について定めること。</u></p> <p>(7) (略) 二十一～二十四 (略) 3・4 (略)</p>	<p>(新設)</p> <p>(5) <u>第4条第2号の規定に基づき、人事院が定めることとされている業務について定めること。</u></p> <p>(6) (略) 二十一～二十四 (略) 3・4 (略)</p>
---	--

2 この決定による改正は、令和7年4月1日（前書きに係る部分及び第2項第13号の次に1号を加える部分については、令和7年●●月●●日）から効力を発生する。